

津幡町選挙管理委員会告示第 8 5 号

市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項の規定による合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合の署名者の最低数（選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数）は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

津幡町選挙管理委員会

5, 1 9 7 人